

令和8年（発千）第2003号 発信者情報開示命令申立事件

決 定

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

当裁判所は、上記当事者間の頭書の事件について、申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

10 主 文

- 1 相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の情報を開示せよ。
- 2 手続費用は各自の負担とする。

15 令和8年8月25日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官



(別 紙)

発信者情報目録

別紙投稿記事目録記載の本件各投稿を送信したアカウントに関する以下の各情報

- 1 別紙投稿記事目録記載の投稿日時と最も近接する時刻になされたログインに使用されたIPアドレス
- 2 前記1のIPアドレスが割り当てられた電気通信設備から、相手方の用いる電気通信設備に前記1の通信が送信された年月日及び時刻
- 3 電話番号
- 4 電子メールアドレス

(別 紙)

本件画像



これは正本である。

令和8年8月25日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官

